

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
財務大臣

下諏訪町議会議長 樽川 信仁

医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障がい福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっています。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均月収は29万3,000円と、全産業の平均月収の36万1,000円と比べて、6万8,000円の格差があります。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障がい福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

医療や介護・障がい福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

よって、政府に対して、以下のとおり介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求めます。

記

- 1 医療・介護・障がい福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

- 2 認知症の高齢者や単身高齢者の増加など、介護サービスの需要が増大・多様化し、かつ、その状況も都市部と地方では異なる形で進むと見込まれることから、地域ごとの特性や実情に応じ、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進すること。
- 3 医療や介護・障がい福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、やりがい・定着にもつながる職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。